

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分; a 化学物質)

(取得区分; 1 委員会報告情報)

1) 件名

- ・ REACH 規則 Annex X VII (制限) の追加に関する官報公布

2) 内容

- ・ 2017年6月14日、REACH 規則 Annex X VII (制限) を修正する官報 (EU)2017/1000 が公布された。
- ・ 以下主な内容 Semiconductor Equipment Association of Japan (制定:2011,4,22)
 エントリ 68 として、「パーフルオロオクタン酸 (PF0A、CAS 335-67-1、EC206-397-9) およびその塩」が追加された。
 - 適用開始日は、2020年の7月4日となっている。
 - 閾値は、PF0A で 25ppb、PF0A 関連物質の一つ、又は組合せで 1000ppb (1ppm)
 - 半導体製造に使用される機器は、2022年7月4日から適用。
 - 半導体の為のフォトリソグラフィ工程、又はコンパウンド半導体の為のエッチング工程には適用されない。また、ここで言及される半導体及びコンパウンド半導体には適用されない。

3) SEAJ コメント

- ・ REACH 規則 Annex X VII (制限) の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

4) 添付情報・資料

- ・ なし

5) 関連情報

- ・ 官報 (EU)2017/1000 の URL
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32017R1000&from=EN>

6) その他

- ・ なし